

富士フイルムビジネスイノベーション 積立式団体終身保険

ご加入者のみなさまへ

(拠出型企業年金保険・医療給付金付個人定期保険)



申込方法

- ① 変更・脱退の方 → 必要事項を記入のうえ申込書をご提出ください。
- ② 前年通り継続の方 → 申込書の提出は不要です。

締切日

2023年2月10日(金)

申込書提出先 および お問合せ先

富士フイルムビジネスエクスパート株式会社 (FFBX)
保険サービスセンター

〒164-0012 東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン
Eメール bxhoken@fujifilm.com

団体名

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の給付金額(積立金額)・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

必ずご一読 ください

新規加入は停止しており、現在ご加入されている方にのみご案内をいたします。
ご加入されている方は、現在の加入内容での継続または下記のお手続きが可能です。

- ※保険料を減額（加入口数を減らす）、脱退、積立金の一部払出（減口）、払込中止はお手続きが必要です。
- ※保険料を増額する（加入口数を増やす）ことはできません。

退職後、在職中の団体保険にかわってあらたに保険に加入しようとする、保険料が高額で希望する保障を得られないケースがあります。そのようなことにならないために**在職中の積立により将来の保障を準備**しておきましょう。

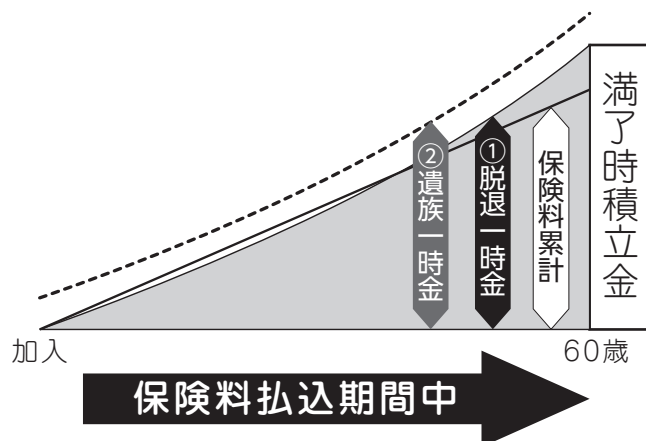
制度について

1. 在職中の積立金を原資として**退職後の保障を選択**できます。
2. 在職中は積立制度のため、保険料払込期間中に脱退すると経過年数に応じた脱退一時金が得られます。
※再度、加入することはできませんのでご注意ください。
3. 在職中の保険料払込期間中は、型に応じて**下記保険料控除の対象**となります。
Ⅰ. 年金積立型：個人年金保険料控除
Ⅱ. 一般積立型：一般の生命保険料控除

2つの型があります。

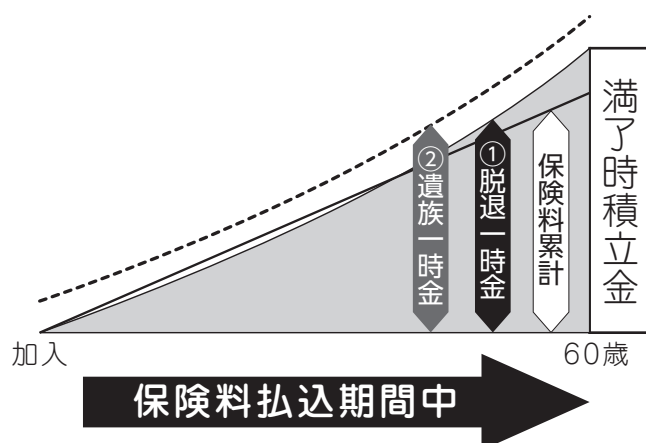
	年金積立型	一般積立型
継続加入格	・2023年4月1日現在、満60歳未満の富士フィルムビジネスイノベーション株式会社および富士フィルムビジネスイノベーション関連会社*の役員・社員とします。	
退職後保障	・年金もしくは一時金。 年金は終身年金・確定年金など4種類から選択。	・年金、医療保障、一時金を選択。 ・重複選択も可能。
保険料の税務上の取扱	・保険料払込期間中の保険料は 個人年金保険料控除の対象 。	・保険料払込期間中の保険料は 一般生命保険料控除の対象 。

*対象となる富士フィルムビジネスイノベーション関連会社につきましては、P4をご覧ください。



保険料払込期間中の給付

- ①脱退された時…脱退一時金
 - ②死亡された時…遺族一時金
- ※遺族一時金は脱退一時金に月払保険料の5倍の金額をプラスした金額となります。



月払保険料 ……年金積立型・一般積立型とも共通

加 入 口 数	1 口	2 口	3 口	4 口	5 口	6 口	7 口	8 口	9 口	10 口
月 払 保 険 料	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円
加 入 口 数	11 口	12 口	13 口	14 口	15 口	保険料を減額する（加入口数を減らす）ことはできませんが、増額する（加入口数を増やす）ことはできません。				
月 払 保 険 料	33,000円	36,000円	39,000円	42,000円	45,000円					

I. 年金積立型

※年金のお支払いに代えて、
積立金を一時金で受取ることができます。

選択コース	年金の内容	コース選択の条件	必要な積立額(年金原資)
10年確定年金コース	加入者の生死にかかわらず10年間年金をお支払いします。	保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること	年金月額1万円につき 1,154,266円 (性別・年齢に関係なく) 2022年11月現在
15年確定年金コース	加入者の生死にかかわらず15年間年金をお支払いします。	保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること	年金月額1万円につき 1,689,653円 (性別・年齢に関係なく) 2022年11月現在
10年保証期間付終身年金コース	10年間は加入者の生死にかかわらず、それ以降は生存されている限り年金をお支払いします。	保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること	年金月額1万円につき 60歳時 男性 2,461,192円 女性 2,846,852円 (選択時の年齢により異なります。) 2022年11月現在
配偶者年金付10年保証期間付終身年金コース	10年間は加入者の生死にかかわらず、それ以降は加入者またはその配偶者が生存されている限り年金をお支払いします。また、保証期間経過後に加入者本人が死亡の場合は配偶者が生存されている限り継続して年金をお支払いします。 (配偶者の年金額は本人の年金額の6割)	①保険料払込期間10年以上かつ年金選択時60歳以上であること ②本人と配偶者の年齢差が10歳以内であること	年金月額1万円につき 本人(男性)60歳、配偶者(女性)57歳の場合 2,955,539円 (選択時の本人・配偶者の年齢により異なります。) 2022年11月現在

- (注) 1. 年金支払開始後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残存保証期間(確定年金の場合は残存年金支払期間)の未払年金現価を一時金でお支払いいたします。
この場合、10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身が生存されているとき、配偶者年金付10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身またはその配偶者が生存されているときに年金の給付を再開し、その生存期間中に限り年金をお支払いします。ただし、保証期間終了後は一時金のお取扱いはありません。
2. 各コースへ移行時の必要な積立金額(年金原資)は、2022年11月1日現在のものです。実際には、移行時の必要な積立金額(年金原資)が適用されます。なお、詳細は移行時にご案内いたします。

II. 一般積立型

※コース選択に代えて、
積立金を一時金で受取ることができます。

選択コース	保障の内容	コース選択の条件	必要な積立額(保険料/年金原資)
医療保障コース (医療給付金付 個人定期保険)	移行時から70歳満了までの期間に、病気やケガにより入院・手術を受けられたときなどに給付金・保険金をお支払いします。	保険料払込期間4年1ヵ月以上かつ選択時50歳以上であること 正常に勤務していること	入院給付金日額5,000円につき 60歳時 一時払保険料 男性 517,485円 女性 394,260円 2022年11月現在
年金コース (拠出型企業年金保険)	各年金の内容については上記、 年金積立型 と同様です。	①年金選択時60歳以上であること ②年金月額1万円以上となること ③配偶者年金付10年保証期間付終身年金の場合は、本人・配偶者の年齢差が10歳以内であること	上記 年金積立型 の必要な積立額(年金原資)欄をご参照ください。

- (注) 1. 年金支払開始後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払いに代えて、残存保証期間(確定年金の場合は残存年金支払期間)の未払年金現価を一時金でお支払いいたします。
この場合、10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身が生存されているとき、配偶者年金付10年保証期間付終身年金コースについては保証期間終了後加入者ご自身またはその配偶者が生存されているときに年金の給付を再開し、その生存期間中に限り年金をお支払いします。ただし、保証期間終了後は一時金のお取扱いはありません。
2. 各コースへ移行時の保障内容および必要な積立金額(保険料/年金原資)については、2022年11月1日現在のものです。実際には、移行時の保障内容・保険料・約款などが適用となります。なお、詳細は移行時にご案内いたします。

給付額試算表 ……年金積立型・一般積立型とも共通

●1口(月払保険料3,000円)の場合

積立期間	払込保険料 累 計 額	積立金額 (脱退一時金額)
1年	36,000円	約 35,379円
2年	72,000円	70,977円
3年	108,000円	106,822円
4年	144,000円	142,916円
5年	180,000円	179,261円
6年	216,000円	215,858円
7年	252,000円	252,710円
8年	288,000円	289,818円
9年	324,000円	327,184円
10年	360,000円	364,838円
11年	396,000円	402,810円
12年	432,000円	441,103円
13年	468,000円	479,719円
14年	504,000円	518,662円
15年	540,000円	557,933円
20年	720,000円	759,326円
25年	900,000円	969,373円
30年	1,080,000円	1,188,445円
35年	1,260,000円	1,416,931円
40年	1,440,000円	1,655,235円

●左記の積立金額を年金原資とした場合の給付額の目安

年金月額			
10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金	
性別・年齢に係わりなく	性別・年齢に係わりなく	60歳男性の場合	60歳女性の場合
約 (306) 円	約 (209) 円	約 (143) 円	約 (124) 円
(614) 円	(420) 円	(288) 円	(249) 円
(925) 円	(632) 円	(434) 円	(375) 円
(1,238) 円	(845) 円	(580) 円	(502) 円
(1,553) 円	(1,060) 円	(728) 円	(629) 円
(1,870) 円	(1,277) 円	(877) 円	(758) 円
(2,189) 円	(1,495) 円	(1,026) 円	(887) 円
(2,510) 円	(1,715) 円	(1,177) 円	(1,018) 円
(2,834) 円	(1,936) 円	(1,329) 円	(1,149) 円
(3,160) 円	(2,159) 円	(1,482) 円	(1,281) 円
(3,489) 円	(2,383) 円	(1,636) 円	(1,414) 円
(3,821) 円	(2,610) 円	(1,792) 円	(1,549) 円
(4,156) 円	(2,839) 円	(1,949) 円	(1,685) 円
(4,493) 円	(3,069) 円	(2,107) 円	(1,821) 円
(4,833) 円	(3,302) 円	(2,266) 円	(1,959) 円
(6,578) 円	(4,493) 円	(3,085) 円	(2,667) 円
(8,398) 円	(5,737) 円	(3,938) 円	(3,405) 円
10,296 円	(7,033) 円	(4,828) 円	(4,174) 円
12,275 円	(8,385) 円	(5,757) 円	(4,977) 円
14,340 円	(9,796) 円	(6,725) 円	(5,814) 円

●一般積立型は、最低年金月額10,000円に満たない場合は()表示となり、一時金でお支払します。(年金積立型は最低年金月額のお取扱いはありません。)

●給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

- 給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
 - ①制度として1,908口を常に維持していること。
 - ②加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
 - ③給付額試算表の給付金額は、各取扱生命保険会社の予定利率(2022年11月19日現在)および引受割合(2022年11月1日現在)にもとづき計算しております。予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。
 - ④給付額試算表の金額には配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってお支払いできない年度もあります。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。
- 保険料払込期間中の配当金は積立金の積増のための保険料に充当されます。また、年金開始後の配当金は増加年金の買増のための保険料に充当されます。
- 中途脱退した場合は、加入期間により脱退一時金が払込保険料を下回ることがあります。

保険金などの受取人

脱退一時金(減口による積立金の一部受取を含む)・年金・解約返戻金・各給付金・高度障害保険金・災害高度障害保険金	加入者(被保険者)本人
遺族一時金	労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位の者としします。(配偶者・子・父母……の順)
死亡保険金・災害保険金	移行時のコース選択時に受取人を指定していただきます。

税法上のお取り扱い (2022年11月現在)

保 険 料	年金積立型	遺族一時金	年 金
	個人年金保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)		
脱退一時金 (減口による 積立金の一 部受取を含む)	一般積立型	相続税の課税対象となります。ただし「500万円 ×法定相続人数」までは非課税となります。 (相続税法第3条、第12条)	雑所得として課税されます。 課税対象額=(年金年額+増加年金)-年金年額 × $\frac{\text{払込保険料総額}}{\text{年金払込総額(見込額)}}$ (所得税法第35条、同施行令第183条)
	一般の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)		
	一時所得として課税されます。 課税対象額=(脱退一時金-払込保険料総額-50万円)×1/2 (所得税法第34条、同施行令第183条) *医療保障コースを選択された場合、脱退一時金から充当された保険料については、一時所得の計算の受領額に含まれます。		

※記載の税務についてのお取扱いは2022年11月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

取 扱 内 容

●ご加入にあたって、必ずお読みください。

1. 効力発生日	2023年4月1日
2. 保険料の変更	保険料を減額する(加入口数を減らす)場合のお申込みは、年1回(毎年4月1日付)となります。 ※保険料を増額する(加入口数を増やす)ことはできません。
3. 保険料の払込	保険料は月払とし、毎月の給与から(減額をした場合の第1回保険料は2023年4月給与から)天引きし、退職する月まで払込みます。(満60歳に達した日の属する月の末日で満了となります。)
4. 型 の 移 動	年金積立型 ・ 一般積立型 の保険料、積立金額はそれぞれ区分して管理されているため、型間の移動はお取り扱いできません。
5. 脱退・ 積立金の一部 払出(減口)・ 払込中止の取扱	(1)脱退：いつでも脱退できます。ただし、再度、加入することはできませんのでご注意ください。 (2)積立金の一部払出(減口)：一般積立型の加入者が別表の事由に該当する場合には、お申し出により現在の加入口数を減口することにより、積立金の一部払出をすることができます。 なお、減口後の払込口数(保険料)の変更はありません。お支払いする金額は指定の金額を大きく上回る可能性があります。 指定額は10万円以上1万円単位で設定していただけます。 (注)年金積立型については減口のお取扱いはできません。 (3)保険料の払込中止：年金積立型・一般積立型の加入者は下記の減口の事由に加え、『その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合』に該当するときには、お申し出により払込口数の全部または一部を中止することができます。(ただし、年金積立型については最低1口以上の保険料を継続してください。) この場合、積立金は払い出さず据え置くものとし、加入者の脱退の場合は脱退一時金、加入者の死亡時には遺族一時金をお支払いします。ただし、全部払込中止の期間中は、遺族年金特約保険金の加算はありません。払込中止期間に保険料の減額はできません。 <別表> ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済
6. 年金積立型の 取 扱	(1)年金の選択……年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2月・5月・8月・11月)に分割してお支払いします。 ①保険料の払込みを10年以上続けた60歳以上の方が、年金選択を希望する場合は、4種類の年金コースから自由に選択できます。 ②保険料の払込みを10年以上続けた場合でも60歳未満の方は年金を選択することはできません。(脱退一時金の受取りとなります。) ③保険料の払込みが10年未満の方は、年齢にかかわらず年金を選択することはできません。(脱退一時金の受取りとなります。) (2)一時払による年金額の増額について 年金コースを選択する際に、一時払により保険料を積み増しすることで年金月額を増額することができます。 ただし、確定年金を選択の場合、一時払保険料額はその時点の積立金額以下となります。
7. 一般積立型の 取 扱	(1)医療保障コースを選択した場合 ①退職した日の翌月1日に、積立金を医療保障コースの70歳払込満了の一時払保険料に充当し、この日からそれぞれの保障が開始されます。医療保障コースへの移行にあたっては、健康状態に関する告知書など必要な書類を提出していただきます。 ②移行後は拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社はアクサ生命保険株式会社となります。 保険証券の発行や保険金の支払などの事務取扱は保険会社が行います。 ※移行の際には、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。 (2)年金コースを選択した場合、年金開始期日は加入者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2月・5月・8月・11月)に分割してお支払いします。 (3)一時払による医療保障コースの選択・年金額の増額について ①コース選択の際に積立金の不足により、医療保障コースを選択できない場合は、一時払により保険料を積み増しすることで医療保障コースの選択をおこなうことができます。ただし、告知書の内容によっては医療保障コースの選択ができないことがあります。 ②年金コースを選択する際に、一時払により保険料を積み増しすることで年金月額を増額することができます。 ただし、確定年金を選択の場合一時払保険料額はその時点の積立金額以下となります。

●対象となるのは以下の企業です。

富士フィルムビジネスイノベーション株式会社
富士フィルムマニュファクチャリング株式会社
富士フィルムプリンティングシステムズ株式会社
富士フィルムサービスリンク株式会社

富士フィルムシステムサービス株式会社
富士フィルムサービスクリエイティブ株式会社
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

重要事項説明書 積立式団体終身保険

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の給付金額（積立金額）・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。

この【重要事項説明書】は、拋出型企業年金保険の契約内容について特にご確認ください事項をまとめた「契約概要」と、お申込みの際に特にご注意ください事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。

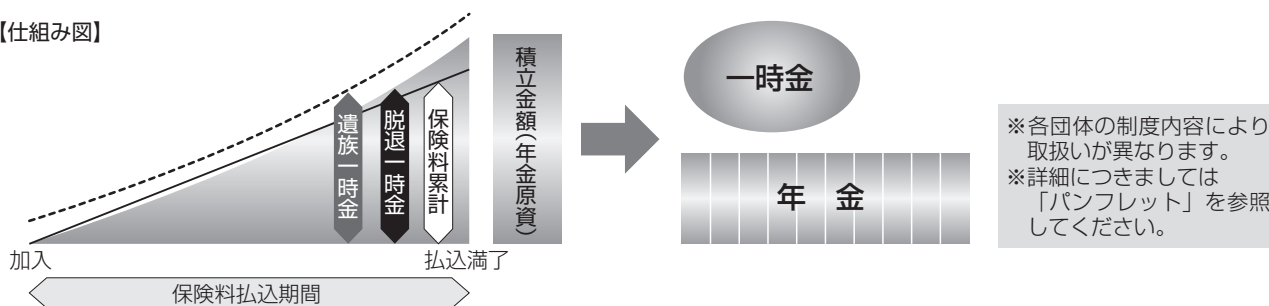
「年金や一時金をお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、現在のご契約の解約などを前提とした新たなご契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属団体またはアクサ生命営業店に照会してください。

<契約概要>

■商品の名称 拋出型企業年金保険・拋出型企業年金保険遺族年金特約

■商品の仕組み 団体の役員・従業員、会員事業所の事業主・役員・従業員の退職一時金・年金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払い込み、保険料払込満了後は保険料払込満了時点の積立金を原資とした年金を受け取れます。（年金に代えて一時金として受け取ることもできます。）
また、拋出型企業年金保険遺族年金特約により加入者の死亡時には加入口数に応じた特約遺族年金が加算されます。

【仕組み図】



■保険期間など 保険料払込満了期日や年金受取開始時期、年金受取期間などは各団体の取決めによります。詳細は「パンフレット」を参照してください。

■主な支払事由

- ◆基本年金……保険料払込満了期日を迎えた時に、積立金を原資とした年金をお支払いします。
- ◆中途脱退年金……保険料払込満了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いします。
- ◆遺族年金……加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、遺族年金を遺族年金受取人にお支払いします。

※一時金を希望される場合には、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いします。また、積立金額（年金原資）から計算した年金月額が1万円未満となる場合にも一時金でお支払いします。（個人年金保険料控除の対象となる場合を除きます。）

■加入資格について 拋出型企業年金保険については、申込日現在、健康で正常に就業している方のみご加入いただけます。加入資格の詳細は「パンフレット」を参照してください。
※退職、退会などにより加入資格がなくなった場合にはすみやかに脱退していただきます。

■保険料について 1口あたりの保険料、加入口数の設定については「パンフレット」を参照してください。

■配当金について 毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
積立期間中の配当金は積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。
年度途中で脱退された場合はその年の配当金はありません。

■積立金について お申込みいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
将来の受取予想額につきましては「パンフレット」に記載の給付額試算表にてご確認ください。
（将来の受取額をお約束するものではありません。）

【引受保険会社・共同取扱契約について】

この保険契約の引受保険会社は「パンフレット」に記載しています。この保険契約が共同取扱契約である場合、アクサ生命保険株式会社（事務幹事会社）が他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。共同取扱契約とは、複数の保険会社が共同して引受ける契約をいい、各引受保険会社は各加入者の積立金のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付に際しての負担割合は相違する場合があります。）なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

＜注意喚起情報＞

■ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）について

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■効力発生日（責任開始期）について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の効力発生日から契約上の責任（保障）を開始します。

加入申込日と効力発生日については所属する団体の「パンフレット」にて確認してください。

初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

なお、生命保険会社職員・代理店・団体役職員などには保険契約への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権はありません。

■保険料のお払込みについて

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただきます。

保険料のお払込みがなかった場合、最後に振替えられた保険料の応当月末をもって自動脱退となる場合があります。

詳細は所属する団体の「パンフレット」にて確認してください。

■脱退・払出し時の一時金額について

この制度の保険料は、お払込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間が短い場合、積立金や脱退一時金額がお払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

■年金や一時金をお支払いできない場合について

次のような場合には、年金・一時金のお支払いに制限があります。

◆遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金現価を他の相続人にお支払いします。

◆契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることがあり、既に払い込まれた保険料は払戻ししません。

◆受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時（未遂を含みます。）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

◆契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

◆契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（保険料の増額）の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、特約遺族年金の加算がないことがあります。

■年金・一時金などのお支払いに関する留意事項について

◆お客さまからのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

◆年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体の担当窓口またはアクサ生命営業店にご連絡ください。

■契約の継続について

拠出型企業年金保険においては、制度全体の加入者数が所定の人数を下回った場合、契約が継続できなくなる場合があります。

【保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した年金額などが削減されることがあります】

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の年金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

【予定利率などの変更について】

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率などを変更することがあります。

【当制度に関する手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関する手続きやご相談は、団体（契約者）へお問い合わせいただくか、「パンフレット」記載の保険会社営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、所属団体・保険会社営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

